
営業秘密保護と 技術流出防止のための対策

-経済産業省技術流出防止管理説明会-

(独) 日本貿易振興機構
イノベーション・知的財産部 知的財産課
弁理士 渡辺 浩司
(特定侵害訴訟代理業務付記)

目 次 -Table of Contents-

1. 営業秘密の概要（日本国不正競争防止法）
 - ①工業製品と知財戦略
 - ②営業秘密の概要
 - ③海外事業展開と秘密漏洩リスク
 - ④不競法による営業秘密の保護
2. 海外での技術情報漏洩に対する対応策
 - ①秘密保持契約による技術情報の保護
 - ②特許権などによる技術情報の保護
 - ③情報の囲い込みによる技術情報の保護
3. まとめ

営業秘密の概要 (日本国不正競争防止法)

① 工業製品と知財戦略

1つの工業製品を複数種の知的財産権で
多面的に保護していくことが重要

意匠権

商標権

特許権

著作権

営業秘密

①工業製品と知財戦略 ～知的財産とは？～

創作意欲を促進

知的創造物についての権利等

発明
(特許法—特許権)

- 「発明」を保護
- 出願から20年
(一部延長あり)

考案
(実用新案法—実用新案権)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

デザイン
(意匠法—意匠権)

- 物品のデザインを保護
- 出願から25年
(令和2(2020)年4月改正)

著作物
(著作権法—著作権)

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 死後70年 (法人は公表後70年
映画は公表後70年)

半導体集積回路
(半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 登録から10年

植物品種
(種苗法—育成者権)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年 (樹木30年)

(技術上、営業上の情報)

営業秘密
(不正競争防止法)

- 製造方法や対応マニュアル、顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

信用の維持

営業上の標識を保護する権利等

商標
(商標法—商標権)

- 商品・サービスに使用するマークを保護
- 登録から10年 (更新あり)

商号
(商法)

- 商号を保護

商品等表示
(不正競争防止法)

- 周知・著名な商標等の不正使用を規制

地理的表示 (GI)
(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律)

- 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている産品の名称を保護

地理的表示 (GI)
(特定農林水産物の名称の保護に関する法律)

■ = 産業財産権 (特許庁所管)

うまく秘匿化すれば
永遠に保持も可能

②営業秘密の概要

営業秘密には、「営業上の情報」である営業秘密と、「技術上の情報」である営業秘密とが存在する。

営業秘密の種類	具体例
営業上の情報	顧客名簿 取引先情報、取引条件・取引価格に関する情報 原料原価についての情報 財務情報 など
技術上の情報	製品図面、金型設計図 原材料の仕入れ情報、原材料の詳細な配合比率 製造機械の製造元・型番、調整方法に関する情報 品質管理に関する情報 など

② 営業秘密の概要

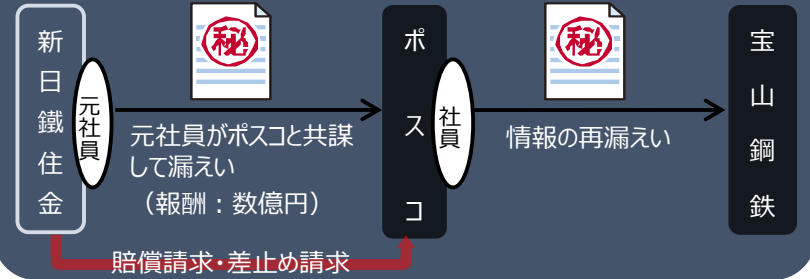
～不正競争防止法（不競法）違反事件～

新日鐵住金（2012年提訴、米国、韓国の訴訟は取り下げ）

高額報酬（数億円）で外国ライバル企業へ漏えい

→約1000億円の賠償請求

→2015年9月30日に和解（300億円）



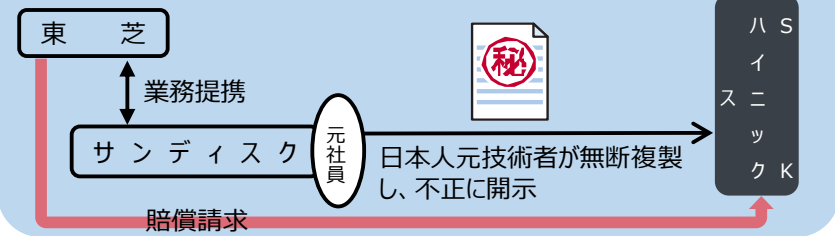
東芝（2012年発生）

提携先から外国ライバル企業へ漏えい

→約1100億円の賠償請求

→2014年12月に和解（約330億円）

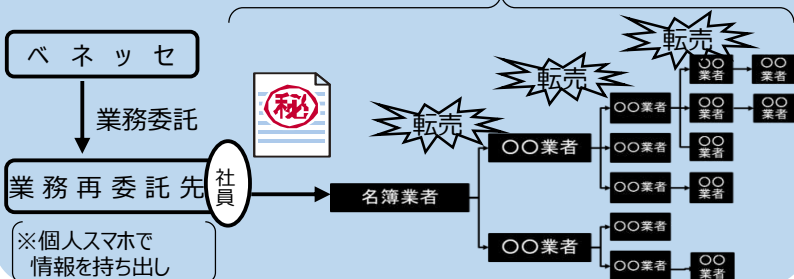
→元社員：懲役5年（実刑）、罰金300万円（2015年9月：東京高裁）



ベネッセ（2014年発生）

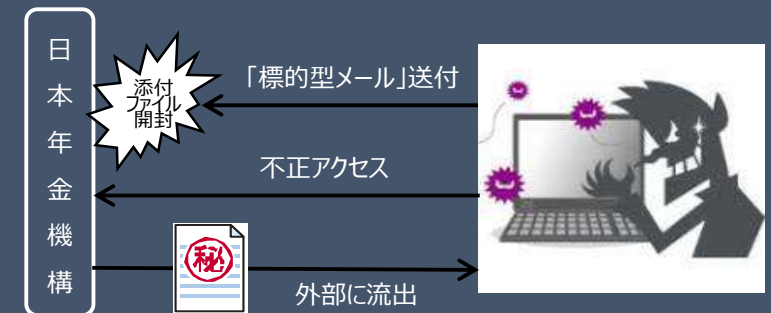
業務委託先からの漏えい・転売

→業務再委託先の社員：懲役2年6月及び罰金300万円（東京高判平成29年3月21日）
約500社（6次取得者まで）に流出



日本年金機構（2015年発生）

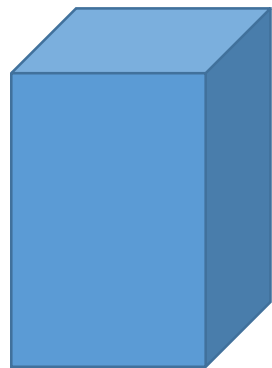
サイバー攻撃による漏えい



③海外事業展開と秘密漏洩リスク

製造拠点を海外に移転することにより、取引先企業を介した秘密漏洩リスクが顕在化する。

日本企業

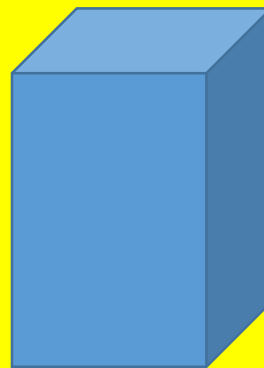


共同開発
製造委託



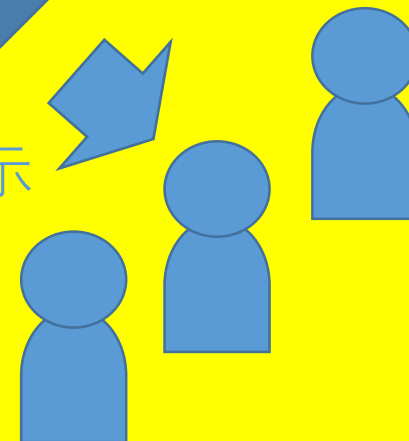
秘密開示

外国企業



現地従業員

秘密開示



秘密漏洩リスク

④ 不競法による営業秘密の保護 JETRO

不競法による保護を受けるためには、「営業秘密の3要件（有用性、非公知性、秘密管理性）」を満たしている必要がある。

営業秘密の要件	具体的な要件
有用性	企業の営業活動にとって有用・有益な情報。 不正についての情報は除かれるが、実験の失敗データは含まれる。
非公知性	一般に知られていないこと、少なくとも国内で秘密状態にあること。
秘密管理性	情報に合法的かつ現実に接触することができる従業員等からみて、 その情報が会社にとって秘密としたい情報であることが分かる程度に、アクセス制限やマル秘表示といった秘密管理措置 （※）がなされていること。 ※アクセス制限、書類棚の施錠、秘密情報管理区画の設定、マル秘表示など。

※情報の利用は自由に認められるのが原則。不正競争防止法は例外的規定。

(参考) 営業秘密保護法制の状況

～営業秘密保護に関する制度整備の状況～

	民事関係の改正内容	刑事関係の改正内容
平成2年改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業秘密に係る不正競争（不正な取得、開示、仕様）への民事救済（差止、損害賠償請求）を新設 	<p>WTO・TRIPS協定の成立（平成6年）・内容を先取りした法改正 【営業秘密の民事的保護の導入】</p>
平成5年改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害額に係る推定規定を新設（特許法旧第102条関係） ● 損害額計算に必要な書類の提出規定の新設 	
平成15年改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害額に係る推定規制の拡充（特許法旧第102条関係） ● 侵害行為の立証に係る書類提出命令の拡充、裁判所によるインカメラ手続規定の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不正取得、開示、使用に対する刑事罰の導入（注：親告罪） （3年、300万円）
平成16年改正	<ul style="list-style-type: none"> ● インカメラ審理への当事者、代理人等の関与規定の新設 ● 秘密保持命令、当事者尋問等の公開停止規定の新設 	<p>【営業秘密侵害に対する刑事罰の導入】</p>
平成17年改正	<p>【民事訴訟手続における営業秘密の保護（流出防止策）の導入】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ①海外での開示・使用の処罰、②在職中の約束に基づく開示・使用の処罰など刑事的保護の強化 ● 両罰規定の導入、罰則引き上げ（5年/500万円、1.5億円）
平成18年改正		<ul style="list-style-type: none"> ● 罰則の引き上げ（10年/1000万円、3億円）
平成21年改正		<ul style="list-style-type: none"> ● ①目的要件の変更（不正の競争→図利・加害）、②第三者による不正取得、従業員による領得など刑事的保護の強化
平成23年改正	<p>【刑事訴訟手続における営業秘密の保護（流出防止策）の導入】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 秘匿決定（刑事訴訟において営業秘密の内容を明らかにしない）、公判外期日における審尋等の手続面の配慮を導入
平成27年改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業秘密侵害品の流通行為を不正競争に追加 →28年関税法改正により水際措置の対象に追加 ● 技術上の営業秘密の不正使用に係る推定規定を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ● ①転得者に対する処罰の整備、②侵害品の流通行為、③国外犯処罰の範囲拡大、未遂罪の導入など刑事的保護の強化 ● 非親告罪化、没収・追徴の整備、海外重罰の導入、罰則の引き上げ（10年/2000万円、5億円+3000万円、10億円）
平成30年改正	<ul style="list-style-type: none"> ● インカメラ手続の拡充（①書類提出の必要性判断への拡大、②専門委員のインカメラ手続への関与） 	

(参考) 情報の保護レベルごとの参考資料

情報の漏えいを未然に防止するための
様々な方策について紹介

「秘密情報の保護ハンドブック」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf> (漏えい防止レベル)

万が一、秘密情報が漏えいした場合に、
営業秘密として法的保護を受けるための対策を
紹介

「営業秘密管理指針」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>

秘密情報の
保護ハンドブック

(漏えい防止レベル)

営業秘密管理指針

(法的保護レベル)

※経産省HPにて公表

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/>



(参考) 効果的な秘密情報の漏えい対策

～秘密情報の保護ハンドブックとてびき～

- 秘密情報の漏えい対策集として、経済産業省は「秘密情報の保護ハンドブック」、「秘密情報の保護ハンドブックのとてびき」を作成。
- 漏えい要因を考慮した5つの「対策の目的」を設定。各社の状況に応じ、ルートごと、目的ごとにムリ・ムダ・ムラのない形で対策を取捨選択。**ポイントを押さえた対策**をとることが重要。

物理的・技術的な防御

心理的な抑止

働きやすい環境の整備

接近の制御

持ち出し困難化

視認性の確保

秘密情報に対する
認識向上

信頼関係の
維持・向上等



秘密情報に近寄りにくく
するための対策



秘密情報の持ち出しを
困難にするための対策



漏えいが見つかりやすい
環境づくりのための対策



秘密情報だと思わなかった！
という事態を
招かないための対策



社員のやる気を高め、
秘密情報を持ち出そうという
考えを起こさせないための対策

- 対策の具体例
- アクセス権の設定
 - 秘密情報を保存したPCを不必要にネットに繋がらない
 - 構内ルートの制限
 - 施錠管理
 - フォルダ分離
 - ペーパーレス化
 - ファイアウォールの導入 等

- 私用USBメモリの利用・持込み禁止
- 会議資料等の回収
- 電子データの暗号化
- 外部へのアップロード制限 等

- 座席配置・レイアウトの工夫
- 防犯カメラの設置
- 職場の整理整頓
- 関係者以外立入禁止看板（窓口明確化）
- PCログの記録
- 作業の記録（録画等） 等

- マル秘表示
- ルールの策定・周知
- 秘密保持契約の締結
- 無断持ち出禁止の張り紙
- 研修の実施 等

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- コミュニケーションの促進
- 社内表彰
- 漏えい事例の周知 等

④ 不競法による営業秘密の保護 JETRO

不正競争（営業秘密の不正取得、不正利用、不正開示）に対する差止、損害賠償請求、刑事的措置が可能。

対応措置	具体的内容
差止請求 (不競法第3条)	不正競争により営業上の利益を侵害されたか、侵害されるおそれがある場合に、侵害行為の 停止・予防 を請求可能。営業秘密の 転得者 にも権利行使可能。
損害賠償請求 (不競法第4条)	故意又は過失による 不正競争により侵害された営業上の利益の賠償を請求（参考：中国法では最大 5倍賠償 ）。
刑事罰 (不競法第21条)	個人は 10年 以下の懲役若しくは 2000万円 以下の罰金又はこれらの併科。法人両罰は 5億円 以下の罰金。 ※海外使用等は個人が 3000万円 以下、法人は 10億円 以下。 (海外重罰)
財産の没収 (不競法第21条)	営業秘密侵害罪を犯したことにより得られた収益は没収される。

④ 不競法による営業秘密の保護 JETRO

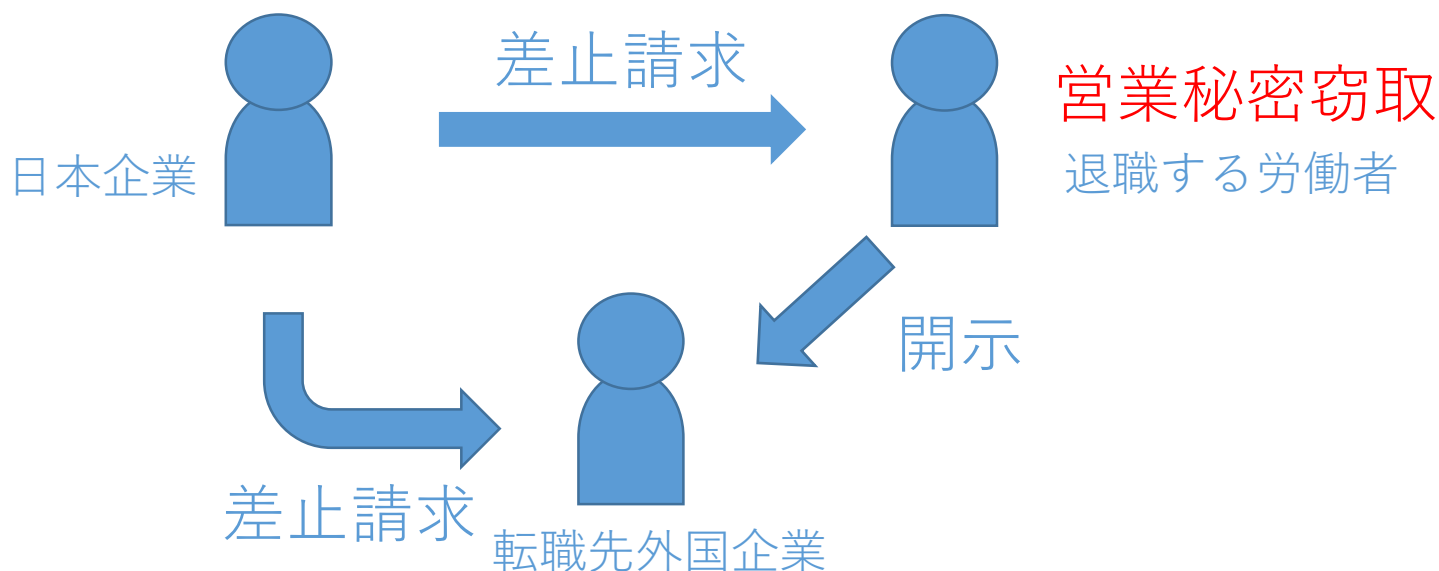
【メリット1】 営業秘密の3要件を満たせば、事前の審査手続や登録手続なく、営業秘密として法的保護を受けられる可能性あり。

※秘密情報を日頃から「営業秘密」として管理しておくことが重要。

営業秘密（不正競争防止法）	特許権（特許法）
✓ 事前の審査手続は不要	✓ 特許庁審査官が、登録可否についての審査を行う
✓ 法律上の要件に従って秘密管理等	✓ 登録料の納付や、事前の登録が必要
✓ 登録等の手続・登録料の納付も不要	✓ 取得費用や維持管理費用は比較的高額
✓ 「独自の開発」を主張するために、開発経過等について立証するためのエビデンスを用意しておくことが必要	
✓ 非公開	✓ 出願から18カ月で全件公開

④ 不競争法による営業秘密の保護 JETRO

【メリット2】不正競争防止法による保護の場合、
営業秘密を窃取等した者だけではなく、転得者にも請求可能



- ✓ 差止請求は、営業上の利益を侵害されるおそれがある者に対しても請求可能 ※現実に利益を侵害されることまでは必要ではない
- ✓ 転職先外国企業に対する損害賠償請求、刑事告訴等も理論上は可能

④ 不競争法による営業秘密の保護 JETRO

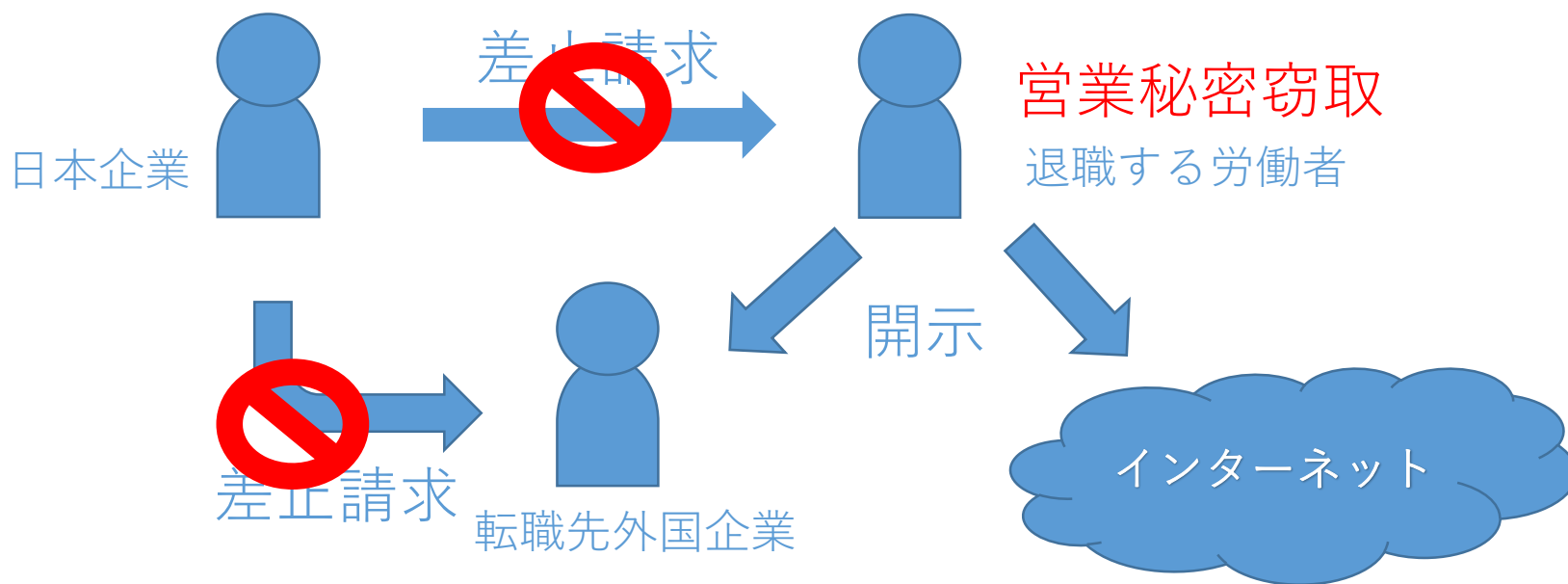
【**メリット 3**】秘密状態を維持できる限り、半永久的に保護を受けることが可能

権利・法的関係	存続期間
特許権	出願から20年で権利満了
意匠権	出願から25年で権利満了
契約上の権利	契約書において、存続期間を定める。 ※契約上の守秘義務違反に対する損害賠償請求は、原則的には損害の発生から10年で消滅（民事債権の消滅時効）。
営業秘密	不正競争防止法に規定される営業秘密の3要件を満たしている限り半永久。

- ✓ 経済的に価値がある営業秘密で、外部に漏れえないものであれば、秘密管理に万全を期すことにより、半永久的に保護を受けることができる（**コカ・コーラ**の事例）

④ 不競争法による営業秘密の保護 JETRO

【デメリット1】営業秘密の内容が一般に知られてしまった場合、もはや差止できない（「非公知性」なし）。



✓ 「非公知性」を失うまでの侵害行為に対する損害賠償請求や刑事的措置は可能

④ 不競争法による営業秘密の保護 JETRO

【デメリット2】営業秘密として保護を受けるためには、合理的な秘密管理を通じて、情報にアクセスした者が秘密情報であると認識できることが必要。（「秘密管理性」）。

- (A) 営業秘密にアクセスした者が**営業秘密と認識できること**、
- (B) 営業秘密に**アクセスできる者が限定されている等**、合理的な**管理措置がとられていること**、が必要。

<秘密管理性の法的保護レベル>

情報に接することができる従業員等にとって、**秘密だと分かる程度の措置**が必要。

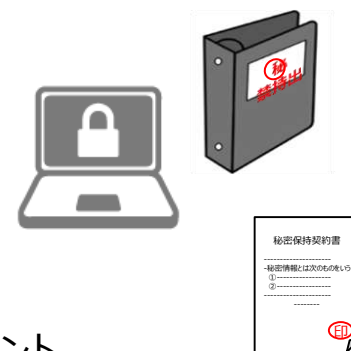
※企業の実態・規模等に応じた合理的手段でよい。

<秘密だと分かる程度の措置の例>

- ・紙、電子記録媒体への「マル秘[Ⓜ]」表示
- ・化体物（金型など）のリスト化
- ・アクセス制限
- ・秘密保持契約等による対象の特定

上記はあくまで例示であり、

認識可能性が確保されているかがポイント。

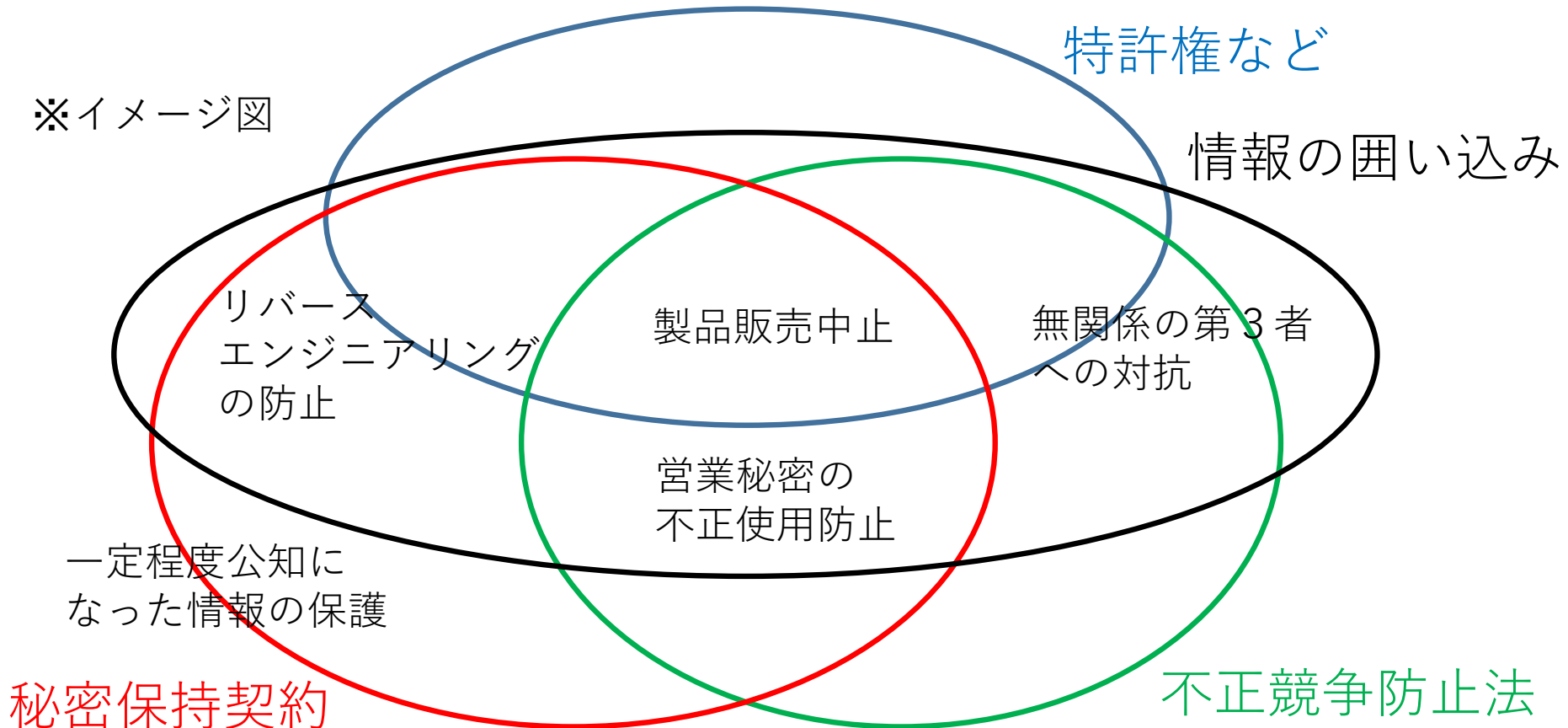


経産省資料より抜粋

(参考) 技術情報保護のための対策 JETRO

①不競法による保護、②秘密保持契約による保護、③特許権などによる保護、④情報の囲い込みの4本立てで技術情報を保護する

※イメージ図



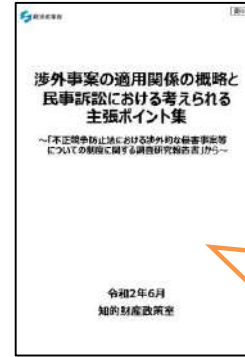
(参考) 営業秘密を巡る新たな課題への対応 ～経産省：調査研究報告書等の公表～

渉外事案の適用関係の概略と民事訴訟における考えられる主張ポイント集

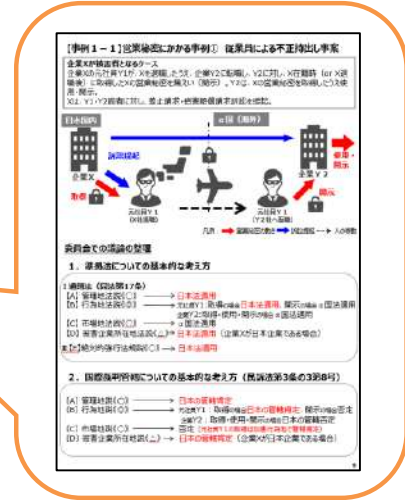
- ✓ 不競法の中長期的な課題を検討するため、産業界、法曹実務家、学識経験者からなる研究会で
 - ① 渉外侵害事案に関する不競法の適用関係の整理
 - ② 訴訟システム・新たな行為類型に関する検討（特許法・意匠法等の改正を受けた検討）
 - ③ 営業秘密侵害罪の罰則強化の必要性、等を議論。
- ✓ ①～③の検討結果について報告書として取りまとめ、公表。（令和2年4月）
- ✓ 特に、①に関連して渉外侵害事案への対応について、**企業の訴訟戦略に資するもの**として「**主張ポイント集**」を取りまとめ、公表。（令和2年6月）



▶ 報告書

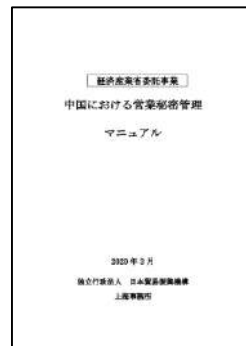


▶ ポイント集



中国における営業秘密管理マニュアル

- ✓ 経済産業省では、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえて、専門家によるハンズオン支援と情報提供活動を通じて、営業秘密管理体制の整備・強化を支援するための「中小企業アウトリーチ事業」を令和元年度から開始し、令和2年度も引き続き実施。
- ✓ 同事業において令和元年度に作成した「中国における営業秘密管理マニュアル」を公表。（令和2年4月）
- ✓ 中国における**裁判例やプラクティス**、**営業秘密支援事業における日系企業の改善事例**や、**専門家のハンズオン支援での経験**も踏まえて、基本マニュアルとして取りまとめ。



▶ マニュアル



テレワーク時における秘密情報管理のポイント

- ✓ 多くの企業でテレワークが導入・実施されている昨今の情勢に鑑み、「テレワーク時における秘密情報管理のポイント」を公表。（令和2年5月）
- ✓ 不正競争防止法上の「営業秘密の保護」の観点から、**企業の秘密情報を適切に守りながらテレワークを実施していく上でのポイント**をQ&A形式で取りまとめ。
- ✓ 今後の社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じ見直しを行う予定。



▶ テレワークQ&A



海外での技術情報漏洩に対する対応策

①秘密保持契約による技術情報の保護 JETRO

契約上の秘密保持義務の対象範囲を当事者が自由に決めることができる。

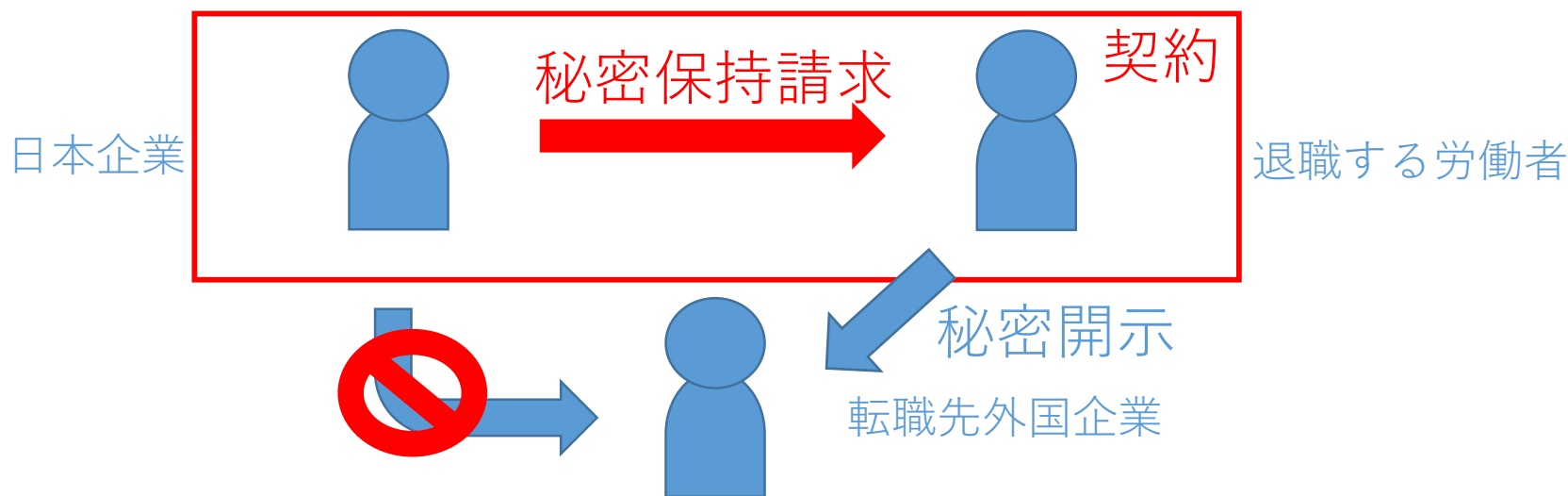
- ✓ 契約の内容は当事者間の合意により自由に決められる
(契約自由の原則)。
- ✓ (善意の) 第三者の正当な利益や、公の秩序・善良な風俗を害する取り決めは、無効・取消の対象となりうる。

情報の種類	秘密保持契約	不正競争防止法 (営業秘密としての保護)
不競法上の営業秘密	○	○
リバースエンジニアリングにより得られた情報	○	×
ある程度公知になった秘密情報	△	×※
検査偽装に関する情報 (不正に関する情報)	×	×
	(公序良俗違反)	(有用性なし)

※限定提供データとしての保護の可能性あり

①秘密保持契約による技術情報の保護 JETRO

【デメリット1】契約は契約当事者のみを拘束し、第三者（営業秘密転得者）に対して直接の効力を発揮しない。



※契約に基づく第三者への法的請求は認められない

✓ 契約はあくまで、契約当事者（署名人）間の約束事！

①秘密保持契約による技術情報の保護 JETRO

【デメリット2】契約上の約束事を十分に守らせるために、監査を行う必要がある。

- ✓ 日本では契約があれば、それを守ろうとする。
- ✓ 外国では契約があれば、それを回避する方策を考える。

立ち入り検査（監査）でチェックすべき事項（例）

- 秘密管理区画の設定の有無
- 書類棚の施錠の有無
- サーバーへのパスワードの設定の有無
- 従業員への聞き取り調査
- 事業所と従業員との間の守秘義務契約の状況の確認 など
（自社と相手先企業の守秘義務契約における義務の履行状況の調査）

①秘密保持契約による技術情報の保護 JETRO

【デメリット3】 契約違反に対して、法的措置を取りにくく、国際商事仲裁を利用する必要がある場合もある。

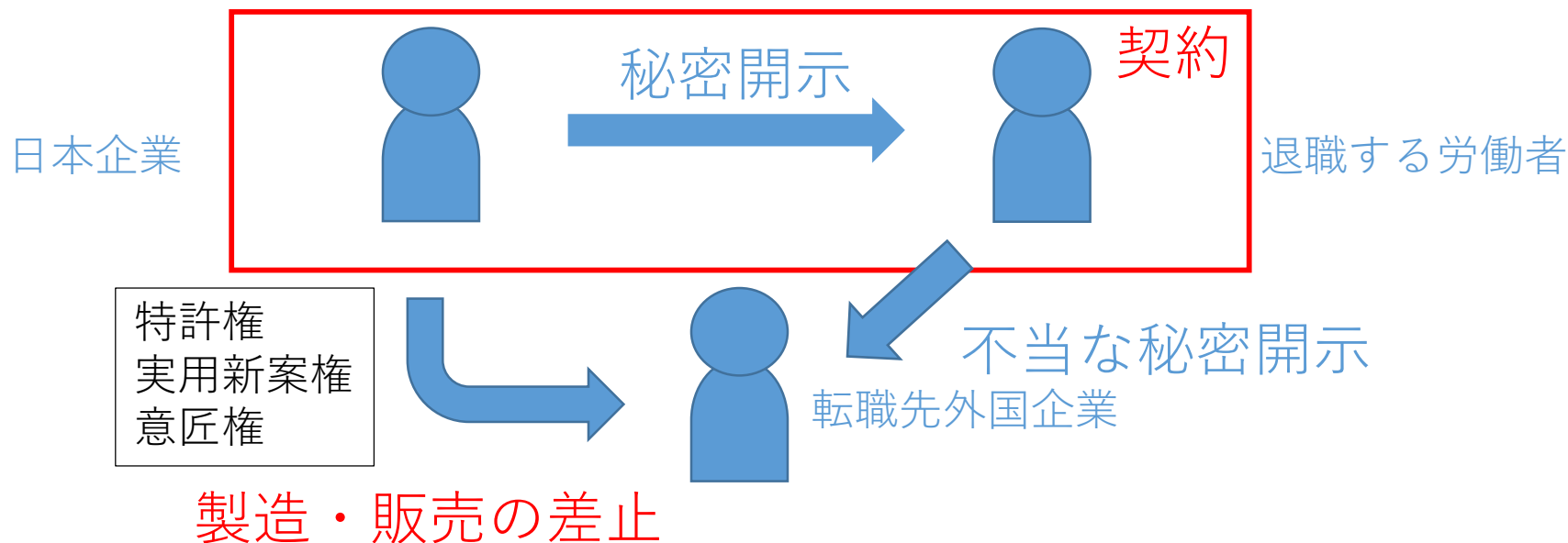
外国企業と締結する契約に関する法的問題

準拠法（実体法に関する問題）	日本法準拠、相手国法準拠、第三国法準拠
国際裁判管轄	ある法律関係について、日本の裁判所が裁判管轄を有するか？
日本の裁判所の判決の相手国での執行	相互承認の要求など（相互主義）

- ✓ 例えば、日本の裁判所で勝訴した判決文を中国で執行するのは非常に困難
- ✓ 外国の裁判所に訴えた場合、法制度の違いから日本企業に不利になる場合もある

②特許権などによる技術情報の保護 JETRO

特許権などを保有していれば、営業秘密（技術情報）の転得者に対する権利行使が、比較的容易。



- ✓ 特許権などを保有していれば、直接の契約関係のない相手方に対しても、侵害製品の製造・販売の差止を請求できる
- ✓ 外国不正競争防止法等に比べて権利行使が容易
- ✓ 外国において日本企業が実際に勝訴判決を得ている事例も多い

③情報の囲い込みによる技術情報の保護 JETRO

【対策例】コア部品の生産を、①国内／知的財産権の保護が厚い国、②自社／完全子会社で行う。

コア部品の内製化、製造工程のブラックボックス化	コア部品の製造は自社で実施して海外企業に供給することにより、製造工程をブラックボックス化する。
コア部品の製造を国内で実施する	現地従業員を介した営業秘密漏洩を回避し、営業秘密漏洩のリスクが顕在化した場合には、国内法に則り対処する。
コア部品の製造を知的財産権保護が厚い国で実施する	コア部品の製造を海外で行わなければならない場合には、現地における法整備の状況を十分に検討し、コア部品の製造を知的財産権の保護が厚い国で行う。
現地完全子会社に製造委託する	現地の完全子会社に製造委託することにより、営業秘密管理を行いやすくする

- ✓ 海外事業展開、現地人材の採用により、秘密漏洩が深刻化することもある
- ✓ 法律による保護、契約による保護、特許権等による保護を組み合わせることで営業秘密を保護する
- ✓ 日本と外国で、法制度、国民性、商業上の慣習が異なることを常に意識する
- ✓ 情報の囲い込み（オープン・クローズ戦略）により、営業秘密が外部に流出しないようにすることが最も重要

- 経済産業省「技術流出防止指針～意図せざる技術流出の防止のために～」(2003年)
- 経済産業省「逐条解説不正競争防止法」(2018年)
- 経済産業省「営業秘密管理指針」(2019年)
- ジェトロ「海外事業展開における秘密漏えい防止のための対策」(2020年)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2020/02/41c51279a01d72d7.html>



中国、ベトナムにおける**営業秘密の管理体制をサポート**します

製造に関するデータやノウハウ、経営に関する情報をきちんと管理していますか？
現在の管理体制を、現地の法律規則の観点からチェックしましたか？

事業運営に関わる多くの情報は営業秘密になりえます。例えば…

技術に関する情報

図面、製造ライン、調合の配分、生産計画などの製造に関するデータやノウハウ等

経営に関する情報

仕入れ先、納入先リスト、原材料価格、販売計画、投資計画などの経営に関する情報等

営業秘密の流出により、競合他社の品質、競争力が向上し、
売上の低下、戦略の再構築、訴訟に巻き込まれる可能性も・・・

大丈夫かな…
と思ったら

ジェトロのサポートをぜひご活用ください

- 中国またはベトナムに所在する日系企業を対象に、専門家による営業秘密の管理体制をサポートします。
- 具体的なサポートの内容は、ご要望に応じカスタマイズが可能です。
- (支援メニュー例) 管理状況のチェック、提案、規定・契約書面レビュー、管理職・従業員向け研修
- 費用 無料 (上限時間数20時間)

お問い合わせ先

知的財産課 (中国担当：赤澤、中山、ベトナム担当：粕川)

E-mail : CHIZAI@jetro.go.jp TEL : +81-(0)3-3582-5198

公募ページ https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html

(参考) 営業秘密で困った時には：相談窓口・関係情報について

<相談窓口等>

- ◆ I N P I T ((独)工業所有権情報・研修館)
営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～

自社の情報が漏れてしまったかも?と思ったときはこちらの窓口にご相談下さい。

その他、営業秘密管理や知財戦略に関するご相談も、知的財産戦略アドバイザーや知財専門家が無料で応じます。

- 営業秘密・知財戦略ポータルサイト：
<https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/service/>
- 相談窓口： 03-3581-1101(内線3844)
trade-secret@inpit.go.jp
平日9:00-17:45(受付17:30まで)
- 全国47都道府県の知財総合支援窓口：
<http://chizai-portal.inpit.go.jp/>
全国共通ナビダイヤル 0570-082100 でお近くの支援窓口につながります。

- ◆ I P A (独) 情報処理推進機構)
情報セキュリティ安心相談窓口



コンピュータウイルス及び不正アクセスなどの情報セキュリティに関する技術的なご相談はこちらをご確認ください。

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>

- ◆ 営業秘密関連情報サイト【営業秘密のツボ】
営業秘密官民フォーラム「メールマガジン」バックナンバー



<https://www.ipa.go.jp/security/economics/mailmag/index.html>

<関係資料等>

- ◆ 経済産業省 不正競争防止法解説ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/>

「逐条解説 不正競争防止法」、「営業秘密管理指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」、不正競争防止法改正概要資料など、不正競争防止法に関するさまざまな資料を掲載しております。

検索エンジンから!



不正競争防止法 知的財産政策室

検索

QRコードから!



- ◆ 知的財産政策室 公式Instagram始めました!

知的財産政策室では、新しい広報ツールの1つとして、Instagramのアカウント『[meti_chizai_official](https://www.instagram.com/meti_chizai_official/)』を作成し、Instagramでの情報発信を進めております。是非皆さまご覧いただき、フォロー頂けますと幸いです。



不正競争防止法に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL : 03-3501-3752

E-mail : chitekizaisan@meti.go.jp

ご清聴ありがとうございました